

岩手県告示第418号

職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成13年岩手県条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、令和7年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策を次のとおり公表する。

令和8年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況

(1) 条例第5条の規定により報告された1件につき5千円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数

区 分	件 数
知事部局	4
医療局	197
警察本部	61

(2) 職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号。以下「規則」という。）第4条第2項第7号ただし書又は同項第8号ただし書の規定により届出のあった利害関係者と共に自己の費用を負担して行った飲食又はゴルフの件数

区 分	件 数
知事部局	578
医療局	9
企業局	38

(3) 規則第6条第1項の規定により承認された利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けてしようとした講演等の件数

区 分	件 数
医療局	561

(4) 条例又は規則に違反する行為があることを理由として行われた懲戒処分の件数 0件

2 職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策

- (1) 公務員倫理に関する研修の実施
- (2) 綱紀保持に関する通知等による職員の意識の喚起
- (3) コンプライアンス推進体制の構築
- (4) 職員向けコンプライアンスハンドブック等の活用
- (5) 公益通報制度の確立